

# 福祉総合相談対応事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、改正社会福祉法（第106条の3）に基づき、「地域共生」の取り組みを進めるため、住民の身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり及び世帯全体の複合化・複雑化した課題を包括的に受け止める総合的な相談支援体制づくりを支援し、地域で支えあう仕組みづくりを進めるために必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、市とする。ただし、市長が事業の適切な運営が確保できる法人と認めたときは、当該法人に次に掲げる事業を委託することができる。

(事業内容)

第3条 実施する事業（以下「事業」という。）は、次のとおりとする。

## 1 福祉総合相談対応事業

### (1) 多機関の協働による包括的支援体制の構築（相談支援包括化推進業務）

福祉なんでも相談窓口を設置し、障害の有無にかかわらず、子どもから高齢者まで全世代を対象に世帯全体の抱える問題に対応し、関係機関との連携により課題解決する支援体制づくりのために以下の取り組みを実施する。

(ア) 総合相談への対応及び相談者の課題の把握

(イ) 適切な関係機関との連携による課題解決

(ウ) 相談支援包括化ネットワークの構築

(エ) 相談支援包括化推進会議（地域ケア会議等）の開催

(オ) 課題解決に必要な新たな社会資源の創出

### (2) 災害時において、担当する設置圏域の災害活動に協力し、市等からの協力要請に適切に対応する業務

### (3) その他の業務

(ア) 毎月の事業実績報告書の作成

(イ) 国、県等からの照会への対応

(ウ) 協議会（地域自立支援協議会等）等での報告、説明等の業務

(エ) 適正な記録管理に関する業務

(オ) 上記業務を公正、公平、中立かつ効率的に運営する為の業務

(事業の実施)

第4条 事業受託事業者（以下「事業者」という。）は、事業の効果的な実施

のために、地域団体、民生委員、福祉サービス事業者、医療機関、ボランティア、その他の関係者との連携に努めなければならない。

- 2 事業者は、地域の実状から課題を的確に把握し、その課題の解決に向けて積極的に事業を実施しなければならない。
- 3 事業者は、事業の実施に当たっては、公正性及び中立性を確保しなければならない。
- 4 事業所は、市民が利用しやすく、わかりやすい環境を整備するとともに市民への周知に努めなければならない。

#### (職員体制)

第5条 事業者は、事業を担当する職員を1名配置するものとする。特定の資格要件は定めないが、下記の(1)～(4)のいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 地域の相談支援機関等を適切にコーディネートできる能力を有する者
- (2) 市民活動への理解があり、多様な理念をもつ地域のサービス提供主体と連絡調整できる立場の者であって、地域コーディネート機能を適切に担うことができる者
- (3) 複合的相談対応の経験を有する者
- (4) 実施主体が適当と認めた者

#### (職務の遂行)

第6条 職員は、事業実施の重要性を十分認識し、職務遂行上必要とされる知識や技術を高めるため、各種研修会等に積極的に参加するなど、職務遂行能力の向上に努めるものとする。

#### (守秘義務)

第7条 事業の設置者(設置者が法人である場合にあっては、その役員)若しくはその職員又はこれらの職にあった者は、正当な理由なしにその業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

#### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の運営等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。